

会員・利用者の皆さまに安心して当会をご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、統合的リスク管理体制を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスクマネジメント基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類やリスク管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。また、この方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、厳正な資産の自己査定の実施などを通じてリスク管理態勢の充実・強化に努めています。

リスク管理の体制

統合的リスク管理体制

市場リスク、信用リスク等の各種リスクを統合的に管理するためリスク管理委員会を定期的
に開催し、計量化されたリスク量を統合的に把握し、統合的リスク量と経営体力とのバランス
等を検討、協議しています。

また、リスク管理の統括部署を設置し、定期的に各部署のビジネスリスク（直面しているリ
スク）、コントロールリスク（内部統制リスク）を点検することにより、リスク管理態勢の強
化をはかっています。

ALM管理（資産負債総合管理）体制

資金調達面と運用面を総合的に管理するためALM委員会を定期的
に開催し、金利・経済環境の予測をもとに金利変動リスク等の回避のためのALM手法の充実及びリスクヘッジ手段の
活用により、財務の健全性維持と安定的収益確保に努めています。

また、県内JAとの連携を密にし、系統を通じるALMの確立を目指しています。

審査体制

貸出の安全性・収益性・成長性・流動性・公共性及び健全性の各原則を基準とした貸出審査
方針により信用リスク管理の強化をはかるため厳格な審査体制を敷いています。

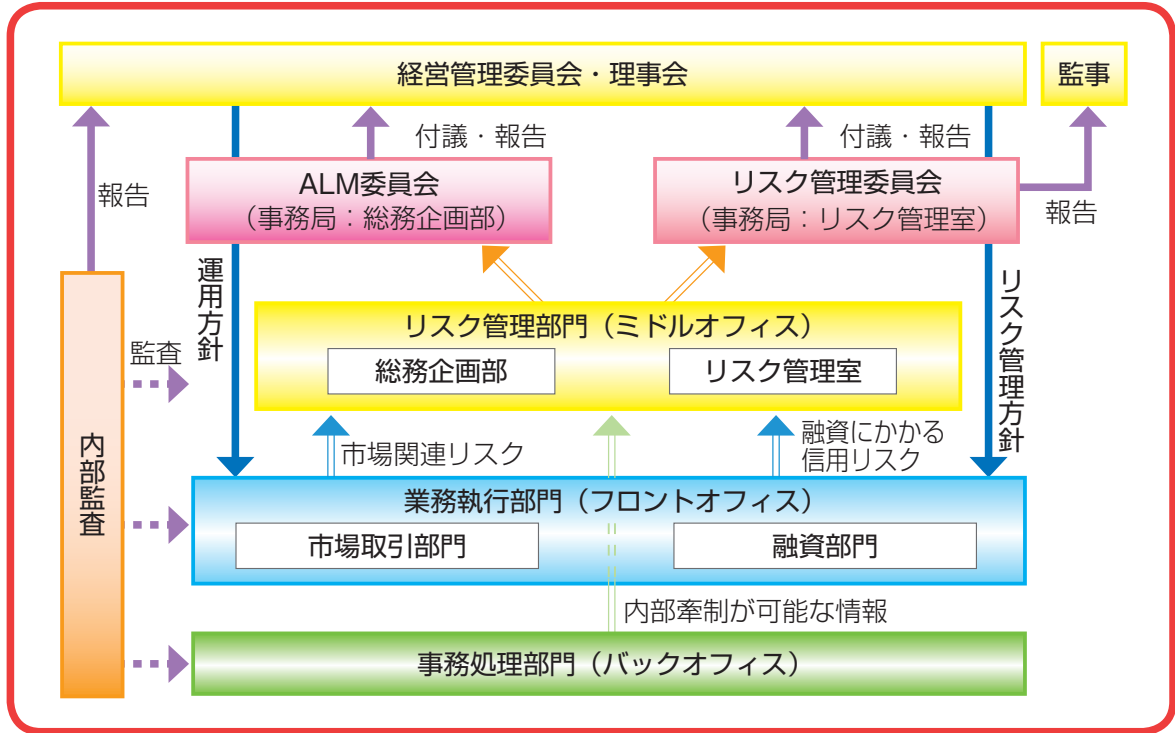
また、与信先の返済能力を定量・定性分析により合理的に判定する統一的な基準として内部
格付を実施しています。これに伴い、適正な自己査定を行うとともに、与信先への取組方針と
適正金利の設定に活用しています。

内部監査体制

内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の
遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを
通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、当会の全部門を対象とし、年度の内部監査計画に基づき実施しています。
監査結果は理事長及び監事に報告したのち被監査部門に通知し、定期的に被監査部門の改善取
り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告する
こととしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、理事長、監事に報告し、速
やかに適切な措置を講じています。

リスク管理体制図



管理対象リスク

信用リスク	信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む。）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスク	
市場リスク	金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により保有する資産・負債（オフバランス資産・負債を含む）の価値が変動し損失を被るリスク	
流動性リスク	財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク） 市場の混乱等により市場において取引が出来なかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）	
オペレーショナル・リスク	事務リスク	正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク
	法務リスク	経営判断や個別業務の執行において、法令違反や不適切な契約締結等に起因し、当会に損失が発生したり、取引上のトラブルが発生するリスク
	システムリスク	コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システム不備等に伴い損失を被るリスク、あるいはコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスク
	人的リスク	人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）、差別的行為（セクシャルハラスメント等）により当会が使用者責任を問われる問題に起因して損失を被るリスク
	情報漏洩等リスク	セキュリティ・ポリシーが遵守されずに、情報を漏えいすることにより損失を被るリスク
	風評リスク (レピュテーションリスク)	種々の緊急事態の発生による風評や当会の経営内容等が誤って伝えられること等により、当会の経営にマイナスの影響及び直接・間接を問わず不測の損失を被るリスク
	その他のリスク	当会の経営基盤であるJAに関連して指導機能を果たす当会が何らかの影響を受けることにより損失を被る系統組織の経営リスクや自然災害等に際し、適切な対策が実施できず業務継続が困難となることにより損失を被る業務継続リスク等

コンプライアンス（法令等遵守）の体制

コンプライアンス基本方針

当会は、高い公共性を有し、農業者及び地域の企業・住民のための協同組織金融機関として、農業の健全な発展、豊かな国民生活の実現、地域社会繁栄への奉仕に資するため、その社会的責任と公共的使命を自覚し地域発展のために尽力しています。

このため、当会においては、これからもこうした社会的責任と公共的使命を全うする金融機関として、地域社会の負託に応え、これまで以上に揺るぎない信頼を確立していくため、次の8項目からなる基本方針を定めます。

【コンプライアンスにかかる基本方針】

1. **当会の社会的責任と公共的使命の認識**
当会のもつ社会的責任と公共的使命を認識し、健全かつ適切な事業運営の徹底を図る。
2. **会員等のニーズに適した質の高い金融等サービスの提供**
「JAバンクシステム」の一員として、ニーズに適した質の高い金融および非金融サービスの提供ならびに「JAバンク基本方針」に基づく指導等を通じて、県内JA系統信用事業を支援することによりその役割を十分に発揮し、会員・利用者および地域社会の発展に寄与する。
3. **法令やルール of 厳格な遵守**
すべての法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、公正な事業運営を遂行する。
4. **反社会的勢力の排除**
社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除する。
5. **透明性の高い組織風土の構築とコミュニケーションの充実**
経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図りつつ、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築する。
6. **職員の人権の尊重等**
職員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保する。
7. **環境問題への取り組み**
資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。
8. **社会貢献活動への取り組み**
当会が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会と共に歩む「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取り組む。

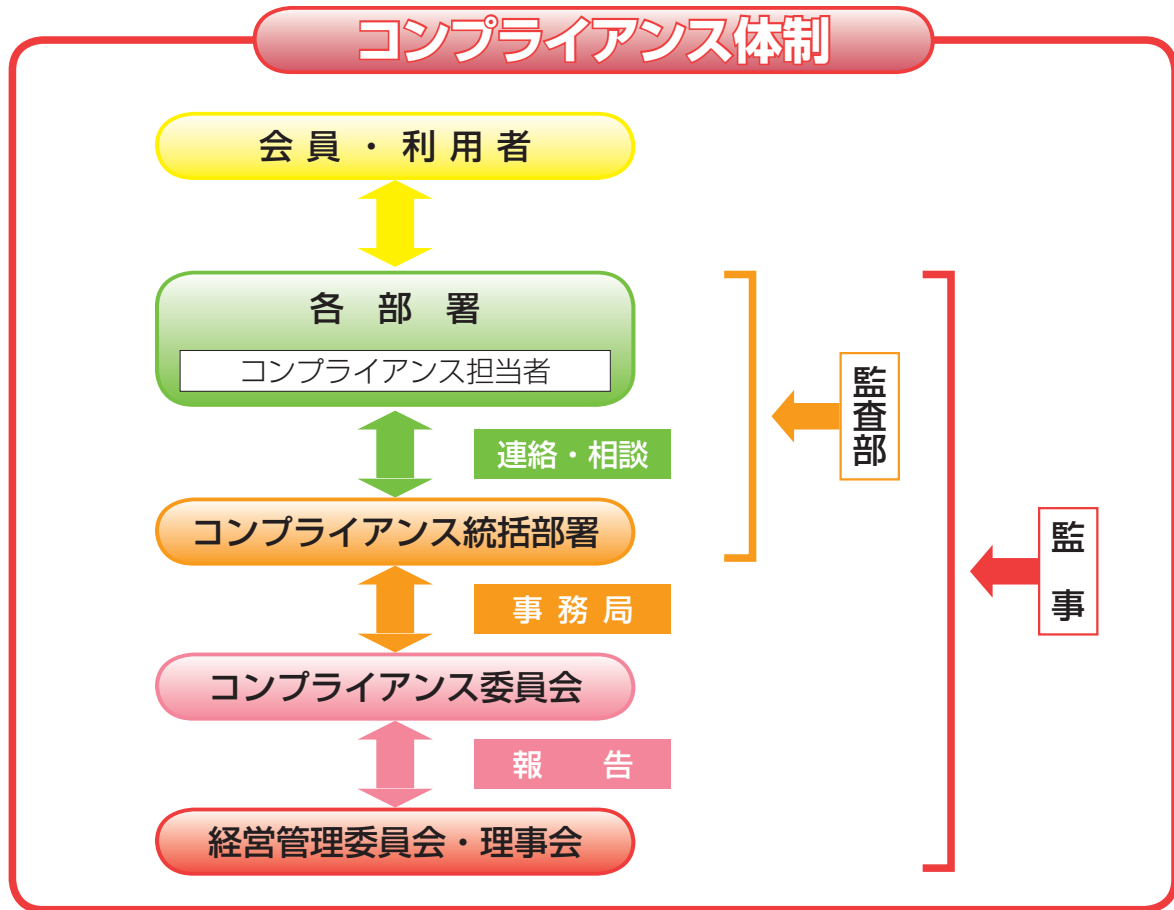
コンプライアンス運営態勢

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、各部署にコンプライアンス担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会や朝礼時の輪読により全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実行ある推進に努めるとともに、コンプライアンス統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、会員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口の「JAバンク相談所」を設置しています。



金融ADRへの対応

① 苦情処理措置

当会では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

【相談・苦情等受付窓口】

◎ 当会の受付窓口（総務企画部）

- 電話番号：0852-31-3529 ■ Eメール：soumubu.sin@ja-shimane.gr.jp
- 受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

◎ 島根県JAバンク相談所（JA島根中央会内）

- 電話番号：0852-25-4920
- 受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

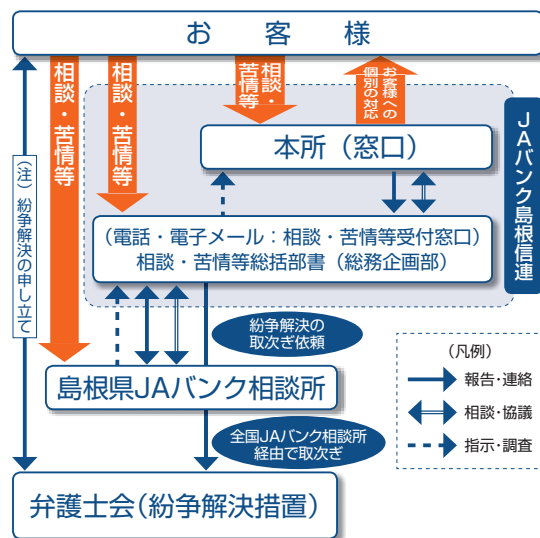
島根県JAバンク相談所は、JA島根中央会が設置・運営する機関で、JAバンクに関するご相談・苦情を受け付けています。公平・中立な立場でお申し出をうかがい、お申出者のご了解を得たうえで、当会に対して迅速な解決を依頼します。

② 苦情等受付・対応態勢

当会は、右図のような態勢でお客様からの声を真摯に受け止め、迅速な解決に努めるとともに、分析・業務改善活動を通じて商品や各種サービスの開発・改善に活用します。

(注)お客様が直接「紛争解決の申し立て」を行うことが可能な弁護士会は、以下のとおりです。

- 広島弁護士会仲裁センター
- 東京弁護士会紛争解決センター
- 第一東京弁護士会仲裁センター
- 第二東京弁護士会仲裁センター



③ 紛争解決措置

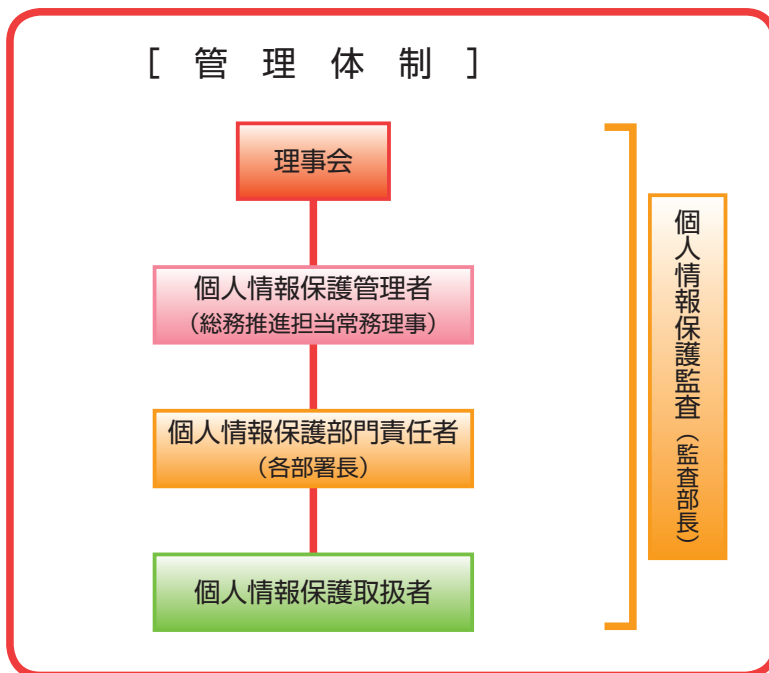
苦情などのお申し出については、当会が対応いたしますが、お客様が外部の紛争解決機関を利用して解決を図ることを希望される場合は、紛争解決措置として次の弁護士会を利用できます。

外部機関名称	電話番号	受付時間等
広島弁護士会仲裁センター	082-225-1600	午前10時～午後4時、月曜日～土曜日 (火曜、祝日、年末年始等※を除く) ※詳しくは弁護士会にご確認ください。
東京弁護士会紛争解決センター	03-3581-0031	午前9時30分～午後3時 月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)
第一東京弁護士会仲裁センター	03-3595-8588	午前10時～午前12時 午後1時～午後4時 月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)
第二東京弁護士会仲裁センター	03-3581-2249	午前9時30分～午前12時 午後1時～午後5時 月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)
岡山弁護士会岡山仲裁センター 総合紛争解決センター(大阪府)	(JAバンク相談所を通じてのご利用のみとなります。)	

個人情報の取扱い

個人情報保護法は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とするものです。

当会は、同法に基づき「個人情報保護方針」を策定し、個人情報の適切な取扱いを実施しています。



【個人情報保護方針】

島根県信用農業協同組合連合会（以下「当会」といいます。）は、利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当会の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守します。

1. 関係法令等の遵守

当会は、個人情報を適正に取り扱うために、個人情報の保護に関する法律その他、個人情報保護に関する関係諸法令および主務大臣のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

2. 利用目的

当会は、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内において、ご本人の個人情報を取り扱います。

なお、当会の業務内容および個人情報の利用目的は、当会の本所に掲示するとともに、ホームページ等に掲載しております。

3. 適正取得

当会は、個人情報を取得する際には、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当会は、取り扱う個人データを利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、安全管理に関する必要・適切な措置を講じ、従業者および委託先を適正に監督します。

5. 第三者提供の制限

当会は、法令にとり例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

6. 機微（センシティブ）情報の取扱い

当会は、ご本人の機微（センシティブ）情報（政治的見解、信教、労働組合への加盟、人種、民族、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

7. 開示・訂正等

当会は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。

8. 苦情窓口

当会は、取り扱う個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

9. 継続的改善

当会は、取り扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

●なお、「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」は当会ホームページに掲載しています。

(http://sinren.ja-shimane.gr.jp/about_sinren/kojin.html#01)

【利用者保護等管理方針】

島根県信用農業協同組合連合会（以下「当会」という。）は、農業協同組合法その他関連法令等により営む事業の利用者（今後、利用者になろうとする者を含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守します。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行います。

1. 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含みます。）および情報提供を適切かつ十分に行います。
2. 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含みます。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
4. 当会が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
5. 当会との取引に伴い、当会の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

【備考】

本方針の「取引」とは、「与信取引（貸付契約およびこれに伴う担保・保証契約）、貯金等の受入れ、商品の販売、仲介、募集等において利用者とは当会との間で事業として行われるすべての取引」をいいます。

金融商品の勧誘方針

当会は、金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客様に対して適正な勧誘を行います。

1. お客様の資産運用の目的、知識、経験および財産の状況を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. お客様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、お客様のご都合に合わせて行うよう努めます。
5. お客様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関するお客様からのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

貸出運営についての考え方

会員等から調達した資金をもとに、県内の農業振興、特に「多様な担い手づくり・支援ならびに環境保全型農業の取り組みを基軸とした地域農業振興」にかかる資金需要に対応し、農業専門金融機関としての特性を発揮することとしています。

また、地元企業・団体及び地方公共団体に対し、JAと協調してお取引いただくなかで取引先の成長・発展及び地域振興・活性化に貢献することとしています。

金融円滑化にかかる基本的方針

島根県信用農業協同組合連合会（以下、「当会」と言います。）は、県内の農業及び地域の発展を金融面から支援・協力する農業専門金融機関・地域金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を当会の最も重要な役割のひとつとして位置付け、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでまいります。

1. 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 当会は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めます。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めます。
3. 当会は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に
応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めます。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
4. 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談および苦情
については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めます。
5. 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みについて、関係する他の金融機関等（政府系
金融機関等、信用保証協会等を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交
換しつつ連携に努めます。
6. 当会は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整
備いたしております。
(1) 理事長、常務理事（総務推進担当・業務担当）、常勤監事および関係部長を構成員とする「コンプライア
ンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
(2) 常務理事（業務担当）を「金融円滑化管理責任者」として、当会全体における金融円滑化の方針や施策の
徹底に努めます。
(3) 当会内に「金融円滑化管理担当部署」を設置し、当会における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
7. 当会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に
応じて見直しを行います。